

(2) 学校に入るには？転出するときは？

①日本の学校に入るとき〔転入手続き〕

ア. あなたが住んでいる区の区役所に出かけます。外国人登録窓口に行き、登録をしてください。



イ. 静岡市教育委員会 学事課
(静岡市役所清水庁舎9階) を訪ねてください。

学事課では、お子さんの年齢や、祖国での学校生活の様子をお聞きます。

※日本では、その年の4月2日より翌年の4月1日までに誕生した児童たちが同じ学年となります。



ウ. 公立の小・中学校は、「通学区 (学区)」が決まっています。
(住んでいる場所によって通う小・中学校が決まっています。)

学事課では、お子さんの通う学校を指定します。通うことになる学校を訪ねる日時を決めてください。



エ. 学事課から転入手続きに必要な書類をもらいます。

お子さんが日本語がよくわからない場合は、下の「日本語指導センター」の説明を受けてください。

「静岡市日本語指導センター」(日本語教室)

[P41~44参照]

日本語がよくわからない子どもたちに、日本語を教えています。

①通級指導 週に1~2回日本語教室に通って日本語を勉強します。

②訪問指導 お子さんの学校を指導員が訪問し、日本語を教えます。(年10回)

③適応相談 お子さんの学校を母語を話す相談員が訪問し、日本の学校生活に適應するための支援をします。

(ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語)



オ. 指定された学校を、約束した日時に訪問します。

学校で校長先生をはじめ、担当の先生と面接をして学級が決まります。

これからの学校生活などについて学校の先生から説明があります。

わからないことは質問してください。

②日本の学校を転出するとき〔転出手続き〕

学校から転出することが決まったら、早めに学校(担任の先生など)に伝えてください。転出の手続きは学校側が行います。